

議案第2号

沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則について

以下の理由により、沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則案を別紙のとおり提出する。

平成30年7月12日提出

沖縄県教育委員会教育長 平敷 昭人

理 由

平成30年第4回沖縄県議会（6月定例会）において、沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例（乙第8号議案）が可決されたことに伴い、同条例第12条の規定に基づき、教育委員会規則で当該施設の管理に関して必要な事項を定める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規定】

沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例

（教育委員会規則への委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

沖縄県教育委員会規則第 1 号

沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例（平成 年沖縄県条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 沖縄県立図書館（以下「図書館」という。）の開館時間は、午前9時から午後8時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育長は、必要があると認めるときは、開館時間を臨時に変更することができる。

(休館日)

第3条 図書館の休館日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 定期休館日 火曜日

(2) 年始休館日 1月1日から同月4日まで

(3) 年末休館日 12月28日から同月31日まで

2 教育長は、前項に掲げるもののほか、1年間のうち20日を超えない範囲内で図書館の資料の点検に必要な期間を休館とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、教育長は、必要があると認めるときは、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

(入館の禁止等)

第4条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

(1) 図書館の施設、設備又は資料を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者

(3) 前2号に掲げるもののほか、図書館の管理上支障があると認められる者

(使用許可の申請)

第5条 条例第4条第1項の規定により、図書館の施設又は附属設備の使用許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、沖縄県立図書館使用許可申請書（第1号様式）を教育長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、図書館の施設又は附属設備を使用しようとする日（引き続き2日以上使用する場合は、その最初の日。以下同じ。）の3月前から2週間前までの期間内に提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、教育長は、必要があると認めるときは、同項に定める期間を変更することができる。

(使用許可書の交付)

第6条 教育長は、使用許可をしたときは、沖縄県立図書館使用許可書（第2号様式。次条第1項及び第3項において「使用許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

(使用許可の変更又は使用の取消し)

第7条 使用許可を受けた者（以下この条において「使用者」という。）は、使用許可を得た事項を変更しようとするときは、沖縄県立図書館使用変更許可申請書（第3号様式）に使用許可書を添えて、教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、使用の変更の許可をしたときは、沖縄県立図書館使用変更許可書（第4号様式）を使用者に交付するものとする。

3 使用者は、使用の取消しをしようとするときは、沖縄県立図書館使用取消届（第5号様式）に使用許可書又は前項の沖縄県立図書館使用変更許可書を添えて、教育長に提出しなければならない。

(損害の賠償)

第8条 図書館の施設、設備又は資料を損傷し、又は亡失した者は、現物又は相当の代価をもって賠償しなければならない。

(沖縄県立図書館協議会の組織等)

第9条 条例第11条に規定する沖縄県立図書館協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長を置き、協議会の委員（以下「委員」という。）の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 6 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 8 協議会の庶務は、図書館において処理する。
- 9 その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(寄贈及び寄託)

第10条 沖縄県立図書館長は、資料の寄託を受けることができる。

- 2 寄贈又は寄託に要する経費は、寄贈者及び寄託者の負担とする。ただし、沖縄県立図書館長が必要と認めるときは、この限りでない。
- 3 寄託された資料の管理は、図書館所蔵の資料の管理に準ずるものとする。
- 4 寄託された資料が火災その他の不可抗力により、汚損し、損傷し、又は滅失したときは、県は損害賠償の責任を負わないものとする。

(補則)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長の承認を得て沖縄県立図書館長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。
(沖縄県立図書館の管理に関する規則及び沖縄県立図書館協議会規則の廃止)
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 沖縄県立図書館の管理に関する規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第14号）
 - (2) 沖縄県立図書館協議会規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第28号）

第1号様式（第5条関係）

沖縄県立図書館使用許可申請書

年　月　日

沖縄県教育委員会教育長 殿

申請者

住所

団体名

代表者氏名

印

電話番号

次のとおり使用したいので申請します。

事業等の名称						
使用目的						
事業等の内容						
使用日時	年 年	月 月	日 日	()午前・午後	時 時	分から 分まで
使用用 附属設備						
入場料	無料 有料(円)	入場予定人員			名
使用責任者 氏名				使用責任者の 電話番号		
	施設使用料	附属設備使用料	冷房使用料	使用料減免額	計	
使用料	円	円	円	円	円	

(注) 太線の枠内は、記入しないでください。

第2号様式（第6条関係）

沖縄県立図書館使用許可書

第
年
月
日

殿

沖縄県教育委員会教育長

印

年　　月　　日付けで申請のあった沖縄県立図書館の使用については、次のとおり許可します。

事業等の名称						
使用目的						
事業等の内容						
使用日時	年　　月　　日 ()	午前・午後	時　　分から	年　　月　　日 ()	午前・午後	時　　分まで
使用用 附属設備						
入場料	無料 有料 (　　円)	入場予定人員				名
使用責任者 氏名				使用責任者の 電話番号		
使用料	円					
許可の条件	沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則を遵守すること。					

第3号様式（第7条関係）

沖縄県立図書館使用変更許可申請書

年　月　日

沖縄県教育委員会教育長 殿

申請者

住所

団体名

代表者氏名

印

電話番号

次のとおり変更使用したいので申請します。

事業等の名称			
許可年月日 及び許可番号	年　　月　　日　　第　　号		
変更の理由			
変更事項	変更前		
	変更後		
使用料	納付済額	追加徴収額	変更後の額
	円	円	円
備考			

- (注) 1 使用許可書を添付すること。
2 太線の枠内は、記入しないでください。

第4号様式（第7条関係）

沖縄県立図書館使用変更許可書

年　月　日

殿

沖縄県教育員会教育長

印

年　月　日付けで申請のあった沖縄県立図書館の使用変更については、次のとおり許可します。

事業等の名称							
許可年月日 及び許可番号	年　　月　　日　　第　　号						
変更事項	変更前						
	変更後						
使　用　料	円						
備　考							

第5号様式（第7条関係）

沖縄県立図書館使用取消届

年 月 日

沖縄県教育委員会教育長 殿

申請者
住所
団体名
代表者氏名 印
電話番号

次のとおり使用の取消をしたいので届け出ます。

事業等の名称					
使用目的					
許可年月日 及び許可番号	年	月	日	第	号
許可を受けた 使用期間	年	月	日 ()	午前・午後	時 分から
使用取消 の理由	年	月	日 ()	午前・午後	時 分まで
使用料	既納使用料	返還割合		返還額	備考
	円			円	

- (注) 1 使用許可書を添付すること。
2 太線の枠内は、記入しないでください。

規則案の概要の説明

部課名 教育庁生涯学習振興課

1 件名

沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則

2 制定の経緯及び必要性

- (1) 平成30年第4回沖縄県議会（6月定例会）において、沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例（乙第8号議案）が可決されたことに伴い、同条例第12条の規定に基づき、当該施設の管理に関して必要な事項を定める必要がある。
- (2) 教育機関として位置づけられる当該施設の管理運営に関する基本的事項を定める必要がある。

3 制定案の概要

- (1) 規則制定の趣旨について定める。（第1条）
- (2) 開館時間について定める。（第2条）
- (3) 休館日について定める。（第3条）
- (4) 入館の禁止等について定める。（第4条）
- (5) 施設等の使用許可等について定める。（第5条、第6条）
- (6) 使用許可の変更等について定める。（第7条）
- (7) 損害の賠償について定める。（第8条）
- (8) 沖縄県立図書館協議会の組織等について定める。（第9条）
- (9) 寄贈及び寄託について定める。（第10条）
- (10) 下位規程への委任について定める。（第11条）
- (11) この規則は、条例の施行の日から施行する。（附則第1項）
- (12) この規則の施行に伴い、沖縄県立図書館の管理に関する規則及び沖縄県立図書館協議会規則を廃止する。（附則第2項）

4 根拠法令

- (1) 沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第1項
- (3) 図書館法（昭和25年法律第118号）